

議案第 8 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 12 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(木古内町個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 木古内町個人情報保護法施行条例(令和5年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(木古内町情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 木古内町情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例(平成18年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部改正)

第3条 木古内町嘱託員の設置に関する条例(平成18年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号、第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘

禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。